

文部委員會議錄第十三号

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)
午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事岡延右エ門君 理事若林 義孝君

理事小林 信一君 理事松本 七郎君

理事野 彦吉君 理事 甲木 保君

坂田 道太君 平島 良一君

井出 一太郎君 坂本 泰良君

渡部 義通君 浦口 鉄男君

出席政府委員

文部事務次官 今村 忠助君

文部事務官(大臣官房) 釘本 久春君

文部事務官(初等中等教育局長) 田中 義男君

委員外の出席者

外務事務官(情報文化局長) 戸田 盛國君

専門員 石井 昂君

専門員 横田重左衛門君

三月二十五日

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案(内閣提出第一一〇号)

同日

建築丘高等学校校舎存置に関する請願(池見茂隆君紹介)(第一六五二号)

学校給食施設実施等に関する請願(中村清君紹介)(第一六五三号)

学校給食施設実施に関する請願(中村清君紹介)(第一六五四号)

松葉川村小中学校校舎建築費国庫補助に関する請願(長野長廣君紹介)(第一六五五号)

高等学校教職員の俸給表制定に関する請願(玉置實君紹介)(第一六八五号)

学校給食法制定に関する請願(飛嶋繁君紹介)(第一七二三号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

世界平和に関する陳情書(愛知県碧海郡矢作町大字島世界平和会常務理事稲垣治郎)(第九六八号)

義務教育費全額国庫負担に関する陳情書(青森県小学校校長会長柿崎秀太郎)(第九九五号)

同(広島県議会議長山崎四郎)(第九九六号)

義務教育費国庫負担法案反対に関する陳情書(東京都議会議長菊池民二)(第九九七号)

公立学校事務職員(身分)に関する陳情書(長野県屋代南高等学校校長周平)(第九九八号)

公立学校施設の防災並びに災害復旧に関する法律制定に関する陳情書(広島県議会議長山崎四郎)(第九九九号)

高等学校教職員の俸給表制定に関する陳情書外一件(静岡県気賀高等学校校長永江竹道外三名)(第一〇〇〇号)

視覚教育推進に関する陳情書(日本学校視覚教育連盟会長藤本光清外三名)(第一〇〇一号)

大学に対する干渉排除等に関する陳情書(北海道大学教職員組合委員長豊田久馬彦)(第一〇〇二号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

新たに入学する児童に対する教科用図書(給與)に関する法律案(内閣提出第五〇号)

ユネスコ活動に関する法律案(内閣提出第六二二号)

○竹尾委員長 これより会議を開きます。新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案を議題といたします。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

○若林委員 自由党を代表いたします。ただいま議題となつております法律案に對し、賛成の意見を申し述べたいと思ふのであります。

成の趣旨をはつきりさせておかなければならぬ点があると思ひます。

問題は、この一年生に対する教科書の無償配付ということが、小林進委員等からも先日強調されたように、お祝いの意味をもつてなされるというような提案の説明があつた。しかし、それはそのようなことであつてはならないのであつて、本来、国民は、義務教育を国家によつて保障されることの権利を持つておるのであり、これが憲法の精神なのであるから、当然義務教育に對しては、国家がこれを責任をもつて保障する、すべての人が不自由なく義務教育を受ける権利を持つてゐるんだという、はつきりした確認の上に立つてこの法案が提出されるときに、この法案の将来の目標と意図がはつきりするのだとわれ／＼は考へておるわけです。それが憲法の精神であり、また、それで、現在一冊の教科書を買うこともできず、あるいは買うことに非常に困難にしている国民大衆があるわけでありまして、このこと自体もまた、

国の政治の責任であるわれ／＼は考へるわけです。しかも、今ただ一年生にだけ教科書が無償配付されるというやうな形でお茶を濁すやうなことであつてはならないので、それは財政上の問題を云々されますけれども、予算案を見ると、日本の国民の心からの要望であり、期待であるところの民主的な文化国家の建設という見地からして、現在の政府が立てておるところの予算は、これに反するものである。言いかえれば、軍事費その他によつて教育費、文化費というものが極度に圧迫を受けているということとは、事実としていかなる人も認めなければならぬ

し、また認めてゐるところなのでありますから、ほんとうに教育を發展させ、その基礎としての義務教育を確立するためには、このやうな再軍備に狂奔するやうな政治的な傾向を、断固として国家は国民の要望に基いて排除してこそ、将来義務教育費国庫負担、あるいは憲法に保障された義務教育を受ける国民的な権利というものが確立されるわけでありまして、極力日本を不幸にさせるやうな再軍備あるいは軍事費の増額というものを排除することに、この義務教育の最後の国庫負担を急速に確立させなければならぬ。こゝういふ見地に立つて、われはこの法案に一応賛成の意を表するわけでありませう。

しかし、同時に、考へておかなければならぬのは、松本委員からも簡単に意見がありましたように、このことを通じて、やがて教科書の国定制なものの配付あるいは国定教科書のなものの配付という形が實現されてはならないということ。そのやうなことになるれば、學問の自由な發展、あるいは児童の自由な教育というものを阻害して、学校教育に對する国家的な統制あるいは官庁的な統制というものが將來復活する危険性がある。現在の文部省としては、そういう意味ではなくて、自由選択に基く經費の補償という趣旨であるというのでありますから、その趣旨には、われ／＼は賛成であります。將來に、われ／＼も国定教科書の頒布という形における教育の国家的な統制の道をたどることのないということ、あるべきでないということ強調しておかなければならぬと思ひます。こゝういふ見地から、現在提出されておる法案

について強く確認しておくべき点を述べて、賛成の意を表するものであります。

探ひたいと思ひます。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○竹尾委員長 これにて討論は終局いたしました。

○総員起立

○竹尾委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なお報告書の提出につきましては、委員長に御一任願ひます。

○竹尾委員長 次にユネスコ活動に関する法律案を議題といたします。前会の文部当局の提案理由の説明に對しまして、質疑がありますれば、これを許します。

○松本(七)委員 前会の説明のときにも触れられておりましたが、国内委員会に關する規定を設ける場合に、ユネスコ憲章第七條を引用して御説明があつて、政府や教育、科学及び文化關係のおもな国内団体の代表者をもつて組織することが考慮されておるのですが、この教育、科学、文化關係のおもな国内団体として、どういふものを対象にされておるのか伺ひたい。

○釘本政府委員 ただいまの御質問に對して、お答え申し上げます。教育、科学、文化に關します団体といたしましては、純然たる民間の団体、また政府機關の団体等いろいろございまして、たとへば、一例をあげますと、教育につきましても教育刷新審議会とか、また科学につきましても日本學術會議とか、文化につきましても、たとえばペンクラブとか著作權組合とか、さういつた団体を考へておるわけでございます。

○松本(七)委員 そうしますと、ユネスコ国内委員会設置準備会に出席されておる方が代表される団体以外にも、相当あります。例の設置準備会に出席された団体以外に、まだ広範圍に及ぶ予定ですか。

○釘本政府委員 設置準備会に御出席になつた委員が、何らかの形で屬しておられます団体以外の団体等も考へております。

○松本(七)委員 それから、第一條にもうたつてありますが「國際連合の精神に則つて」という字句を挿入するについて、設置準備会あたりでも、相當論議がされたということですが、特にここに御説明の文書によりますと、ユネスコ運動が國連の個々の政治の場に支配されないやうに、縛られないやうにしたいという熱望があつたということでありまして、それと國際連合の精神とをどういふやうな理由で、何らかのやうな關係があるか。特にここに「國際連合の精神に則つて」ということをうたつた理由を、少し説明していただきたい。

○釘本政府委員 御承知のように、ユネスコ活動は、教育、科学、文化を通じて、基本的人權の尊重、また人間の基本的自由の尊重、法の支配、正義の尊重、さうした世界人權宣言にうたわれました基本的な民主主義の原理を實現しまして、世界の平和と人類の福祉に寄與するやうな活動でございます。ユネスコは申すまでもなく國際連合の專門機關でございます。國際連合の條文の中にうたわれました精神と關連のない分野で行われる文化活動ないしは平和活動とは、類を異にするわけでございます。そのユネスコの基

本的なあり方をはつきりさせますために「國際連合の精神に則つて」という一句を挿入したわけでございます。

○松本(七)委員 そうしますと、この前の御説明のときに、國際連合憲章という言葉で御説明しておられたやうでしたが、このユネスコ憲章の第一條を見ましても、その目的及び任務のところでは「國際連合憲章」ということはつきりうたつておるのですから「國際連合の精神」というよりは「國際連合憲章」ということをはつきりうたつた方が、その意圖に合ふのではないかと思ひますが、いかがでしよう。

○釘本政府委員 國際連合憲章の中に表現された精神を申し上げますことは、もちろんでございますが、この不幸な戦争のあと、戦争防止という観点から國際連合を設立するに至りました。その國際連合を設立してあります基礎になつた精神、また國際連合を現に運営し、推進してあります原動力になつてゐる精神も含めまして、國際連合憲章のうちに成文化されたもの以外に、國際連合を設立し、かつそれを運営してゐるその推進力となつてゐる精神を含めた意味で「國際連合の精神」と、こゝういふやうにうたつたわけでございます。

○松本(七)委員 國際連合を設立した精神から言へば、當然これは國際連合憲章が、根本の精神にならなければならぬと思ひます。運営の推進力になつておるといふことを言われたのです。が、さうすると、現在の國際連合の現状から考へて、このユネスコ運動が、國際連合の個々の政治の場に支配されるやうな危険が生ずるのではないでしようか。

○釘本政府委員 これは、もとより国際連合とユネスコとの関係は、申すまでもなく、ユネスコは国際連合専門機関でございまして、教育、科学、文化の分野における活動をいたします機関でありまして、高い自主性を持つものでございまして、従いまして、ユネスコの行います活動が、一々、全部国際連合のいたします仕事と、まったく同一でなければならぬということはないわけでございます。しかしながら、主として経済社会理事會におきまして、国際連合とユネスコとの間に協定をし、調整をして、国際連合の決定に對してユネスコがこれに協力するといふ、はつきりした態度をとりましたことに関しましては、国際連合を援助し、また国際連合の軌に沿うて行動するということになるわけでございます。

○松本(七)委員 今のお言葉によれば、むしろ根本の原則は、国際連合の精神にのつとつてやる、そしていろいろな面で現実の国際連合に協力して運営して行くということになるわけですか。そういう意味にこれを解釈してよろしゅうございませうか。

○釘本政府委員 ユネスコと国際連合との間に、主として先ほど申し上げました経済社会理事會を通ずるわけでございますが、その間ではつきりと話合いがつかまつたことで、国際連合に協力するといふ決定をいたしました。したがって、ユネスコは仰せの通りそれ／＼国際連合の国内の仕事に協力して行くことになるわけでございます。その間に専門機関、調整機関であります経済社会理事會を通して、そういう話合いが進められ、その上でいたすわけでございます。

○松本(七)委員 そうすると、第一條の「国際連合の精神に則つて」というのは、やはりおかしくなるのではないかと。根本は国際連合憲章にのつとつてやるということではなければならぬと思う。わざわざ「国際連合の精神」とうたつた理由が、はつきりしないわけですか。

○釘本政府委員 国際連合憲章の中に、成文としてうたつてありますこと、のつとつてやることはもちろん、国際連合が、かりに憲章の中にこまかくうたわれてありませんでも、教育、科学、文化の面における国際協力という観点からユネスコに助力を求め、あるいはユネスコの協力を求めるといふような仕事も生れて来るわけでありませう。そういう場合には、ユネスコと国際連合の間で話合いをつかまして、国際連合の平和への努力に對して協力する、こういうことになるわけでありませう。従いまして「国際連合の精神に則つて」といふ方が、包括的な表現になりました。適切と考えてよろしいわけでございます。

○松本(七)委員 どうもわれ／＼考えると、逆のように考えます。ユネスコ憲章にも、第一條にはつきり「国際連合憲章」ということをうたつておるわけですから、そのユネスコ憲章に基いてこの国内委員会をつくるというのですから、当然第一條では「国際連合憲章」ということが明らかにされなければならぬと思ひます。「国際連合教育科学文化機関憲章の定めるところに從ひ、国際連合の精神に則つて」と、わざわざここに入れる意味は、どうしても今の御説明ではわからぬのです。文部省から配付された資料によるとユネスコの

でない偽装平和運動の潜入を防がねばならぬ必要性とが明らかにされた。この「国際連合の精神に則つて」という字句を挿入するについては、そういう議論があつたように思へるような報告がここにされておるのですが、何かそういう点と関係があるのですか。そこらをもう少しはつきりお伺ひしたい。

○釘本政府委員 お言葉でございますが、これを「国際連合憲章に則つて」という表現にいたしますと、國連が國際的な政治的経済的ないろいろ／＼な問題を處理して行きます場合に、いろいろ／＼な政策を立てられるわけでありませうが、その一々の政策の決定に従うようなことになるという誤解を生じやすいかと思ひます。また國連憲章には必ずしもありませんけれども、國連の精神から言ひまして、ユネスコが協力すべき仕事、たとえば、世界人權宣言などについて普及活動、ユネスコがやつておられますけれども、これは國際連合の設立なり運営の精神にのつとつて、國連憲章にはありませんけれども、世界人權宣言の普及活動といふものはござるわけでございます。そういう意味から、私も「國際連合の精神に則つて」といたします方が、ユネスコの自主的な専門機関としての活動をやつて行く上に、都合がいいと考えたのでございませう。

○松本(七)委員 挿入したという理由、当局の意図はわかりましたが、しかし、この「ユネスコ・ニュース・レター」に載つてゐる、今私が御質問した「國際連合の精神に則つて」という字句を挿入しようという修正案をめぐつては、次のようないろいろ／＼な意見があつたように書いてあるのです。その中に

「ユネスコのでない偽装平和運動の潜入を防がねばならぬ必要性とが明らかにされた」。それと、この「國際連合の精神に則つて」という字句を挿入したことについての関連性を、ひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○釘本政府委員 先ほど申し述べまして、繰返すのは恐縮でございますが、ユネスコの行いますこの平和への文化的な運動は、國際連合の専門機関である國際連合教育科学文化機関といふ基本的な性格の範圍外に出るべきではないと考えております。準備會で出しました意見につきまして、今お話がございましたが、それは、ただいま私が申し述べました國際連合教育科学文化機関であるユネスコの文化活動は、國際連合の専門機関であるといふ性格から離れた文化活動であり、平和運動であるべきでないという議論に統一されたいと思ひます。

○松本(七)委員 それからユネスコと國際連合協會との関係は、どういふふうになつておられますか。

○釘本政府委員 ユネスコは、申し上げるまでもなく、世界各國で、加盟國が昨年現在で六十四箇國、そのうち國內委員會をつくつておられますのが五十八箇國であります。そういう各加盟國が組織する國際的な教育科学文化機関であります。各國の政府の代表を送つておる機関でございます。國連協會と申しますのは、國連憲章あるいは世界人權宣言等の精神を普及するために設けられております民間の団体でございます。日本にも現在存在してあります。また各國におきますユネスコ國內委

員會と國連協會との関係につきまして、今申し上げましたように、ユネスコに關するものは政府機關であり、國連協會の方は純然たる民間團體でございます。

○松本(七)委員 ユネスコの國內委員會を設置するについて、所管が以前からいろいろ／＼問題になつたのですが、先日のお話でも、法文によりまして、大体文部大臣が中心になつてやるやうになつておる。第六條にも「關係大臣が文部大臣以外の者であるときは、文部大臣を通じて行ふものとする。」という規定がありますが、第七條においては、國內委員會は、その對外事務を處理するにあつては、「外務大臣と緊密に連絡して行ふ」となつております。その場合、これもやはり文部大臣を通じて外務大臣と連絡するということになりますか。

○釘本政府委員 外務大臣に連絡いたします場合には、法例上は文部大臣を通じて行くことになつております。

○松本(七)委員 それから、國內委員會の委員を六十人以上と定めた基礎について……

○釘本政府委員 御承知のように、ユネスコは國際條約でありまして、かつ國內委員會の設立については、先ほど御指摘のように、ユネスコ憲章七條に、かゝるべきであるといふ基本的な線が指示されておるわけでございますが、同時に、各國の特殊事情にも即應することを考えなければならぬといふ点もございませう。そういったしまして、國內の教育、科学、文化に關するいろいろ／＼な領域の方に、また新聞報道等の大衆通報に關係の領域の方々、また日本のユネスコ活動の特殊性とし

○釘本政府委員 昭和二十七年年度の予算につきましては、国会の審議が終れば、すでに大蔵省としては認めておられますので、二十七年度は確保されるかと考えております。

○松本(七)委員 二十八年度から、どの程度ふやして行く計画か。これは相当十分な予算を確保しなければ、とてもこれだけの活動はできないと思ひますが……

○釘本政府委員 二十七年年度において確保される見込みの予算額では、特に事業費につきましては、私ども決して十分だと考えておりませんので、仰せの通り、二十八年度には、さらに多くの予算を獲得いたしまして、内にはわれわれ日本同胞のために、世界の事情を鮮明するというような仕事を十分やりたいと同時に、ユネスコ総会に対して、日本としてつばな教育、科学、文化に関する報告書の提出とか、事業の協力とかいたしまして、国際的にも十分な貢献をいたしたいと考えております。

○松本(七)委員 ヨーロッパなんかのユネスコでは、いろいろな青年組織とか、そういうものに援助の費用を與えて、世界各国をまわらせるとか、そういうことに相当金を與えておるようですが、日本でもそういうことが予定されるでしょうか。

○釘本政府委員 まことに日本におきましても、仰せのようなことをぜひやりたいのでございしますが、来年度は、まだ予算的にはそこまでの仕事をやれるようにはならないと思ひます。しかしながら、極力その方向で努力いたしたいと考えております。

○松本(七)委員 それから、国内委員

会の委員及び調査委員の手当は、どのくらいに予定されておりますか。

○釘本政府委員 この委員は、勤務いたしまして一日につきまして、二千二百円以下の範囲内で、総理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の手当を受けることになるわけでございします。

○松本(七)委員 まだございしますが、他は保留しておきます。

○竹尾委員長 若林君。

○若林委員 あつてはほかからも質疑があつた問題かもしれないが、私はこの法案は、ユネスコ活動として、精神的また思想的に、日本の将来の方向を決する重要な法案だと考へるのでありますが、この法案の第一條などを考へてみますと、国際文化活動の重要性、従つてこのユネスコ活動の意義は十分に理解しなければならぬ、またこの法案でできるのだから、またこの第一條の文言の示すところは、第一あまりに抽象的であると考へます。それから第二に、従つて具体性を欠いておるよう思ふのであります。それから第三番目には、迫力に乏しい感を持つておるものであります。外国から押しつけられた、またつき合ひ上やらなければならぬというふうな気持ちのためではないかと思ふのであります。国際運動と申しながら、各国がそれぞれ各国の個性をもつて参加するところ、真の国際運動の迫力が発揮せられるものと思ふのであります。ことに、かつての知的協力国際委員会と異なつておりました、国民大衆の間に、広く根を張つた、成長をせしめるというこゝとを希望する案であると思ふのでありますが、そのためには、第一條の文言は、あまりに気の抜けたやうで、具体

性に乏しいと思ふのでございします。この点ひとつ具体的に、どういふやうなことをなさうとしておるかを承りたいと思ひます。

○釘本政府委員 第一條の、目標として掲げました点に、具体性が欠けていはいないかと御質問でございします。なお具体的にどういふことをやらうと考へておるかという仕事についても御質疑があつたかと存じます。この「国際連合教育科学文化機関憲章の定めるところに従ひ」と、この簡単にそこを表現しましたので、そういう印象をお持ちかと思ひますが、このユネスコ憲章そのものの中には、かなり具体的なことが書いてありますので、そこに譲つたわけでございます。

なお、仕事としてどういふことを考へておるか申しますと、少し長くなつておるかと存じます。たゞ、教育にまつては、各国の個性的な教育のあり方というものを、お互いに十分に情報交換し合ふとか、どの国民も、みな自主的なつばな価値を持つた国民であるということ、つまり国際理解の教育と申しておりますが、そういう教育の仕方をお互いに協力し合つて行く。また自然科学の分野につきましては、科学の応用面におきまして、人類の生活の改善向上に役立つやうな学問の方にユネスコが刺激し合ふというやうな点、科学の民衆化、啓蒙というやうな点、また社会科学の面では、戦争の原因となりやうな社会的な原因を、緊張を抜き詰めて、その緊張をほいて行くための調査研究を各国協力してやる。特にその点などにおきましては、日本のユネスコ活動に期待するところが、本部も非常に多

いのであります。ボルドー大学の教授であるとか、またレイデン大学の若き学徒であるとかいふ方々が、ユネスコ本部から特に日本に参りまして、日本の学者に協力して、日本の社会状態の調査研究とか、日本における活動の状態を調査して、各国の参考に資しようといふやうな活動をやつております。その他、文化活動につきましては、すでに若林委員などはユネスコ運動に非常に御熱心で、十分御承知と思ひますが、第一流の文化人、その他第一流の人物の交換とか、あるいは新聞ラジオ等を通じて国際理解の教育を普及啓蒙するといふやうな点。なおつけ加えて申し上げることを許されますならば、ユネスコ活動は、当然に自主的でなければならぬのであります。一色の文化活動で塗りつぶして行くといふやうなことは、間違ひであるかと考へたいたします。ユネスコ憲章の中にも、各国の個性的な自主的な文化活動を高く評価して、そうなければならぬ、それが世界を幸福にするのだといふやうな意味の言葉もございします。

なおあわせてつけ加へますと、歴史的には、東洋文化を鑑賞し具現いたしました日本、地理的には、ユネスコが最も力を入れております東洋の未開発地域に対する技術援助という面、きわめて地理的にも近い関係にあります日本に對して、日本の自主的な精神的なユネスコ活動を期待する点が、非常に多いのでございします。まだ独立していません。日本に、すでに加盟になりました。ユネスコ本部から相当の予算的な補助もしてくれて、日本人に対する期待を具体的に現わしている点なども、その一

例でございします。

○竹尾委員長 どなたか今村政務次官に對する御質問がありますか。

○松本(七)委員 政務次官がおいでですから、伺つておきたいのですが、ユネスコ運動で私どもが関心を持つのは、せつなくユネスコができて、現在の国際情勢から、ソ連が入つていなくなつた状態で臨むか。それから、あの当時のソ連が入らなかつた理由、そういう点と、政務次官として、今後日本国内でユネスコ運動をするに對して、その障害をどうのうにして行かなくてはならないかといふ方針について、ひとつ承つておきたい。

○今村政府委員 ユネスコ運動とソ連との関係という御質問のようでありますが、なか／＼重要な重大な問題だと思ふのであります。御承知のやうに、日本とソ連との国交は、現状では回復見込みがないと思ふのであります。そういういたしますと、ユネスコ活動にソ連が加つて来ないといふことも、当然考へられるのではないかと存じます。これらのことは、今後やはり国際的に、日本とソ連との調整といひますか、国交の回復という問題と、ならみ合せて考へなければならぬことであらうと思ひます。ただいま予測をもつてお答えすることは、できかねるのであります。

○松本(七)委員 ちよつと、それに関連して、外務省の政府委員の方にお伺いしておきたいのですが、ユネスコができた當時に、ソ連が入らなかつたとき、理由書とか、何かその意思表示したものがあつたか。もしあつたら、御説明願ひたいと思ひます。

○戸田説明員 第二次大戦中に、連合

国の文部大臣會議がロンドンに設けられ、ソ連の方もこれに関心を示しまして、一九四三年に、同會議にオブザーヴァーを送つたこともござります。ところが、このユネスコの設立に際しましては、教育文化の事項は、國連の經濟社會理事會自身がその獨に當るべきを主張して、協力を拒んだのであります。爾來ユネスコ側は、力を盡してソ連の参加を求めて参つたのであります。いかなる理由でか、ソ連はこれに参加を拒否して來たのでござります。ところが、今度のユネスコに反對する根本的な見解は、第一回のユネスコ總會のときに、ユーゴスラビアのオブザーヴァーが、ソ連國諸國の代弁者として、ユネスコ憲章はマルタスの非難的唯物論を勘定に入れていない、この失態はソ連邦と西歐諸國間の協力を阻害した、こう述べているのであります。これもソ連の一つの反對理由のようにもとれるのであります。

以上は、イデオロギーの面から來るおもだつた反對理由であります。そのほかの理由は、どういふところにあるか、よくわかりません。大体ソ連は、國連そのものには、協力しております。加緊してあります。その他の專門機關に対しては、概してすべて冷淡でありまして、ほとんど加入しておられないというのが実情であります。あるいはこれはソ連の國策に出るものでないかと思われるのであります。

○若林委員 先ほどの質疑に關連してお伺いするのですが、實質的に迫力を持つて真にこの運動を押し進め

て行きますのには、私はこれは相當精神的な強いもの、これに關與する者が熱意を持つてやらなければならぬものだと思ふのであります。とにかく國際ユネスコ憲章にも、教育、科學、文化を通じていふ言葉が使われてゐるのでありまして、西歐諸國、特にアメリカなどの觀念から行きますと、すべてこの教育なり文化にも、宗教というものの裏づけを持つた意味の教育、科學、文化という氣持が現れてゐる。と思ふのであります。何事によらず、宗教的な信念に基くならざれば、眞の教育も、またその科學も、人類の幸福に寄與するものにはならぬと考へるのでありまして、わが國の觀念から参りますと、宗教というものを切り離す觀念は科學文化というものを切り離す觀念があると思ふのであります。そういう意味において、政府はまたこれに關與せられる方たちは、宗教と教育あるいは宗教と科學、宗教と文化というやうなものについて、どういふ觀念を持つておられますか。私は、おそらくこれを提唱されましたイギリス、あるいはこれに同調されてゐる各國の宗教状況からなぐめまして、非常に宗教的な裏づけがなければならぬと思ふのであります。しかも、大体においてこの主要國は、キリスト教というものの裏づけのもとに置かれておりますから、うたわれないと思ふのであります。日本のごとく種々雑多な宗教が入り乱れてゐる國には、この文字がうたわれておられないために、全然宗教と切り離されたものであるがごとき感じを、國民が受けるやうに思ふのであります。その點の御所見を伺いたい。

○釘本政府委員 お答え申し上げます。す。ユネスコ活動のやうな、深い人間性的の根本に觸れるやうな活動について、いはば一種の宗教的な信念を持つて、この活動に關係者が努力しなければならぬという若林委員の御趣旨には、私もまったく同感であります。ただ、ユネスコ活動と宗教との關係につきましては、ユネスコは、宗教についてはまったく中立的な立場をとつてゐるのでござります。と申しますのは、若林委員の述べられました、人道の根本に關連します宗教的信念というものは別に、現實の宗教は、いろいろ宗教と宗派がござりますので、そういう現實の宗教に對しましては、ユネスコはまったく中立の立場をとつてゐるのでござります。しかしながら、ユネスコ憲章にもうたわれておりますやうに、人種、言語、性別、宗教の差別なく、人間としての正義というものは一貫したものとあるといふ考へ方からいたしまして、多分に人道主義的な思想を根本としたしておりますので、仰せのごとく、この活動の基礎には、人道主義的な、いわば宗教的信念に通ずるものを持つてゐる。その意味においては欠けてないといふことは、御指摘の通りだと存じております。

○若林委員 明快なこれに關する御

答弁を得ましたので、満足するものであります。どうぞ宗教宗派を超越して、どの宗教といたしまして、これは反對をする教義を持つておるものはないと考へますので、この教育、科學、文化を通じて、國際的に理解を廣めて行くといふこの信念は、底の限り知られぬ強い宗教的信仰心に根ざしておるものであるといふ氣持を失わな

ようにして行きたいものと、われわれはユネスコ活動について、特にわが國におけるユネスコ活動について、強い關心を持つて見ておるわけなのであります。

次に、先ほどの御答弁にありました具體性を具現するものは、予算であると思ふのであります。この予算が二億八千万以上計上されておるのであります。が、事業的活動面には、どういふ面にどういふやうにお使いになるのか。また今までも、相當わづかの手元へ、文部省のユネスコ課を通じて、御出版になりました印刷物を得ましたが、常に啓蒙をされておるのであります。が、そういう面も、相當これは計上されるだらうと思ふのであります。が、私の懸念いたしますのは、社會教育面には、この委員會においても指摘されましたやうに、きわめて予算が乏しいのであります。これでは文化國家と言へるかと思ふやうな社會教育面の予算でござります。かつて小林信一委員からも、浦口委員からも御指摘がございました。それと對比いたしまして、この二億八千万といふ予算は、他の予算から比べますと少額でありますけれども、文部省が持つております社會教育面の予算から見ますと、それと相匹敵するやうな予算になつておるのであります。美術館に關する費用なんかを除きますと、この予算は倍額に近いところの予算になります。そういう意味において、この社會教育といふユネスコ活動の活動を通じて、社會教育とも大いに連絡があると思ふのであります。今これに特に關心を持つております今村政務次官が退席せられたのは、非常に残念に思ふので

ありますが、この観点において有効にこれを使つていただきたいという氣持から、お伺いするのであります。今まで具體的に成案ができておりましたらば、承りたいと思ひます。

○釘本政府委員 お答えをいたします。ただいま若林委員は、相當の額の予算があるといふやうにおつしやつていただきましたが、実は事業をやつて参ります場合には、若林委員が御懸念遊ばされますやうに、社會教育と同じやうに、はなはだこの活動も貧困になつておるおそれがあるのであります。と申しますのは、御調査の結果、二億八千万円という巨額の數字があると御指摘になりましたが、これは御承知のやうに、ユネスコ加盟國としての當然の義務であります分担金、それが相當巨額にござります。それからユネスコ關係の國際會議に出席いたします多くの方々の旅費も、それに計上されておるわけでございます。この旅費等については、まだはつきりいたしておりませんが、そういうものを除きますと、このユネスコ活動の事業のために使われる予算額は、おおよそ二千二百万円ぐらいでございます。ですから、その點は御認識を新たにしたいと思ひます。その事業費の予算は、大体三つに区分して私どもは考へておまして、第一はユネスコ國內委員會の運営に關する費用でござります。六十人の國內委員會の方々を擁し、かつ多くの專門委員會を開催しなければならぬと思ひます。この委員會の運用費といふことは、約六百九十七万円でございます。これは相當苦しいわけでございます。なお、その次には、各國が協議して總會において、

す。

なおただいま、少くはないかというお話がございましたが、この点につきましては、国会議員を代表して——特にこの点は、選考委員会が云々ということではなく、国会議員を代表して入られることをうたつておるわけでございますが、なお慎重にお説の点は考えたいと思つております。

○松本(七)委員 外務省の政府委員の方に伺いたいのですが、先ほどソ連のユネスコに入つていない理由として、イデオロギーの問題と、それから国策上の理由だろうということでしたが、イデオロギーということになると、なおさら私ども聞いておきたいのですが、国内委員会を設置してある国におけるユネスコ運動と共産党の関係を、何か事情がおわかりでしたら、伺つて

おきたいと思ひます。

○戸田説明員 国内委員会を設置しておる国と共産党の關係という御質問であります。が、國際委員会そのものよりも、ユネスコに加盟しておる國家について申し上げますと、ソ連はいかなる理由であるか存じませんけれども、ユネスコに加盟しておらないのであります。が、いわゆるソ連系統の共産党的政治が、いわゆる

治の行われております国の中でも、ポランド、ハンガリー、チエコ、スロヴァキア、ユーゴスラビアというような国々は、ユネスコに加盟しております。そういう意味で、共産党が存在し、かつ共産党が支配權を持つておる国々も、ユネスコに協力しており、従つてその意向もユネスコ総会には反映する機会があるということになります。

○松本(七)委員 そうすると、そうい
う国におけるユネスコの国内委員会
にも、その国の共産党は協力して運動
しておりますか。

○戸田説明員 国内委員会は、その趣
旨といしまして、政治問題を取扱う
ところではございませんし、また政
党の代表が出るというのではなくして、
広く教育、科学、文化の各領域並びに
その普及に関する領域を代表する者が
出ているわけであり、従つて、その
ような分野における人々が、国内委員
会に協力するというような形になつて
おります。

○松本(七)委員 私のお伺いしたいの
は、チエコその他がユネスコに参加し
ており、そして国内委員会を設置して
いるわけですが、そのときにこの国内
委員会設置について、ちやうど日本に
おけるように、文化団体ばかりではな
く、広くその政府もこれに協力するこ
とが建前になつてゐるのですが、同じ
ような行き方をしてゐるかどうかとい
うことです。

○戸田説明員 大体同じような行き方
をしてゐるものと認められます。

○竹尾委員長 本法案に対します本日
の質疑は、この程度で終了いたしたい
と存じます。

次会は明後二十八日午前十時よりの
予定でございますが、公報をもつて御
通知申し上げます。

なおお願い申し上げたいのは、本日
の委員会、まことに出席の数が少いの
であります、重要法案山積の折から
でございますから、どうぞできるだけ
多数御出席くださるよう、お願い申し
上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

〔参 照〕

新たに入学する児童に対する教科用
圖書の給與に関する法律案（内閣提
出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕